

日向市企業立地促進条例施行規則

平成17年3月24日

規則第4号

改正 平成18年3月31日規則第62号

平成21年3月27日規則第12号

平成22年3月26日規則第16号

平成22年9月9日規則第34号

平成26年10月1日規則第36号の2

日向市企業立地促進条例施行規則(昭和63年日向市規則第25号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、日向市企業立地促進条例(昭和63年日向市条例第19号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

(観光施設)

第3条 条例第2条第5号の市長が規則で定める施設は、次のとおりとする。

- (1) 遊園地
- (2) 動物園及び植物園
- (3) 水族館
- (4) スポーツセンター
- (5) レジャーランド
- (6) ゴルフ場
- (7) ホテル及び旅館
- (8) マリーナ施設
- (9) その他市長が観光振興のため特に必要と認める施設

(重点産業分野)

第3条の2 条例第2条第12号の市長が規則で定める産業分野は、次のとおりとする。

- (1) 低炭素関連産業
- (2) 医療機器関連産業
- (3) 食品関連産業
- (4) 情報サービス産業
- (5) その他市長が産業振興のため特に必要と認める産業分野

(指定の申請)

第4条 条例第4条第1項及び第5条第2項の規定により指定の申請を行う者(以下「申請者」という。)

は、工場等の設置に着手する日の前日までに指定申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。ただし、相当の理由があると認めるときは、着手した日以降においても申請を行うことができる。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、これを審査のうえ指定の可否を決定し、指定事業者決定(却下)通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(申請事項の変更)

- 第5条 申請者は、前条第1項の指定申請書の申請事項を変更したときは、申請事項変更届(様式第3号)により市長に届け出なければならない。

(着手及び完成の届出)

- 第6条 指定事業者は、工場等の設置に係る工事に着手したときは、遅滞なく設置工事着手届(様式第4号)により市長に届け出なければならない。

- 2 指定事業者は、工場等が完成したときは、遅滞なく設置工事完了届(様式第5号)により市長に届け出なければならない。

(操業開始の届出)

- 第7条 指定事業者は、工場等の操業を開始したときは、遅滞なく操業開始届(様式第6号)により市長に届け出なければならない。

(固定資産税課税免除の申請及び通知)

- 第8条 固定資産税の課税免除の措置の適用を受けようとする指定事業者は、操業開始後速やかに、固定資産税の課税免除申請書(様式第7号)により市長に申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査のうえ課税免除の可否を決定し、固定資産税の課税免除決定(却下)通知書(様式第8号)により、指定事業者に通知するものとする。

(奨励措置の申請)

- 第9条 雇用促進奨励金の交付を受けようとする指定事業者は、操業開始の日から1年を経過した日後1月以内に、雇用促進奨励金交付申請書(様式第9号)により市長に申請しなければならない。

- 2 大規模雇用促進奨励金の交付を受けようとする指定事業者は、操業開始の日から1年を経過し、かつ、5年以内であって、新規雇用者数が100人以上である日後1月以内に、大規模雇用促進奨励金交付申請書(様式第9号の2)により市長に申請しなければならない。

- 3 工場等用地取得助成金、工場等関連施設整備助成金、通信回線設置費助成金又はオフィス等施設整備助成金の交付を受けようとする指定事業者は、工場等の操業開始後速やかに、次の各号に掲げる奨励措置の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める申請書により市長に申請しなければならない。

(1) 工場等用地取得助成金 工場等用地取得助成金交付申請書(様式第10号)

(2) 工場等関連施設整備助成金 工場等関連施設整備助成金交付申請書(様式第11号)

(3) 通信回線設置費助成金 通信回線設置費助成金交付申請書(様式第12号)

(4) オフィス等施設整備助成金 オフィス等施設整備助成金申請書(様式第12号の2)

- 4 工場等用地賃借料助成金、通信回線使用料助成金又は工場・オフィス賃借料助成金の交付を受けよ

うとする指定事業者は、工場等の操業開始後、交付を受けようとする年度ごとに、次の各号に掲げる奨励措置の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める申請書により市長に申請しなければならない。

- (1) 工場等用地賃借料助成金 工場等用地賃借料助成金交付申請書(様式第13号)
- (2) 通信回線使用料助成金 通信回線使用料助成金交付申請書(様式第14号)
- (3) 工場・オフィス賃借料助成金 工場・オフィス賃借料助成金交付申請書(様式第14号の2)

5 工場・オフィス賃借料助成金の交付対象となる工場・オフィス賃借料は、共益費を含み、敷金、礼金、権利金、保証金その他これらに類する経費は除くものとする。

(奨励措置の交付決定)

第10条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査のうえ奨励金又は助成金の交付の可否を決定し、次の各号に掲げる奨励措置の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める通知書により指定事業者に通知するものとする。

- (1) 雇用促進奨励金 雇用促進奨励金交付決定(却下)通知書(様式第15号)
- (2) 大規模雇用促進奨励金 大規模雇用促進奨励金交付決定(却下)通知書(様式第15号の2)
- (3) 工場等用地取得助成金 工場等用地取得助成金交付決定(却下)通知書(様式第16号)
- (4) 工場等関連施設整備助成金 工場等関連施設整備助成金交付決定(却下)通知書(様式第17号)
- (5) 工場等用地賃借料助成金 工場等用地賃借料助成金交付決定(却下)通知書(様式第18号)
- (6) 通信回線使用料助成金 通信回線使用料助成金交付決定(却下)通知書(様式第19号)
- (7) 通信回線設置費助成金 通信回線設置費助成金交付決定(却下)通知書(様式第20号)
- (8) 工場・オフィス賃借料助成金 工場・オフィス賃借料助成金交付決定(却下)通知書(様式第20号の2)
- (9) オフィス等施設整備助成金 オフィス等施設整備助成金交付決定(却下)通知書(様式第20号の3)

(固定資産税課税免除等の申請の変更)

第11条 指定事業者は、第8条第1項及び第9条の規定による申請事項を変更しようとするときは、あらかじめ奨励措置等申請事項変更届(様式第21号)により市長に届け出なければならない。

(地位の承継の届出)

第12条 承継者は、条例第7条第2項の規定により承継の届出をしようとするときは、その事実が生じた後、遅滞なく指定事業者承継届(様式第22号)により市長に届け出なければならない。

(工場等の休止等の届出)

第13条 指定事業者は、指定に係る工場等を休止し、又は廃止したときは、遅滞なく事業休止(廃止)届(様式第23号)により市長に届け出なければならない。

(事業報告)

第14条 指定事業者は、奨励措置を受けている期間において毎事業年度ごとの事業報告書(様式第24号)をその事業年度終了の日から60日以内に市長に提出しなければならない。

(会長及び副会長)

第15条 日向市企業立地促進審議会(以下「審議会」という。)に会長及び副会長各1人を置き、それぞれ委員の互選によって定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(招集及び会議)

第16条 審議会は、必要に応じて会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第17条 審議会の庶務は、商工港湾課において処理する。

(委任)

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月31日規則第62号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月27日規則第12号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月26日規則第16号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成22年9月9日規則第34号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年10月1日規則第36号の2)

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

年 月 日

日向市長 様

申請者
所在地
名 称
代表者名 印

指 定 申 請 書

日向市企業立地促進条例第3条第3項及び第5条第1項の規定に基づく指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業者の概要

事業者の沿革			
事業内容			
資本金又は出資金	円	従業員総数	人

※ 記載内容が多岐にわたる場合は、別紙に記載すること。

2 新設、増設又は移設する工場等の概要

名 称					
所在地					
都市計画法上の用途地域	工業専用 ・ 工業 ・ 準工業 ・ その他()				
種 別	新設・増設・移設	移設の場合の理由			
用地取得(借用)年月日	年 月 日	取得 借用	済み 予定	敷地面積	m ²
着工予定年月日	年 月 日	完成予定年月日	年 月 日		

操業開始予定年月日	年 月 日	
事業の内容		
重点産業分野該当の有無	有 ・ 無 (該当する分野：)	
生産能力等	製 品 名	生 産 量
		／年
公害防止概要施策		

※ 記載内容が多岐にわたる場合は、別紙に記載すること。

3 新設、増設又は移設する工場等の設備投資計画

(1) 総括表

区 分	数 量	面 積	取得価格
土 地	筆	m ²	円
家 屋	棟	m ²	円
償却資産	—	—	円
総 額			円

(2) 固定資産別内訳書

ア 土地

所在地番	地 目	地 積	取得年月日	取得価格
		m ²		円
合 計		m ²		円

イ 家屋

所在地	種類	構造	階層	床面積	取得年月日	取得価格
				m ²		円
合 計				m ²		円

ウ 償却資産

資産の名称等	数量	取得年月日	取得価格	計
			円	円
合 計			円	円

※ 固定資産別内訳の内容が多岐にわたる場合は、別紙に記載すること。

4 雇用計画

現従業員数 (申請時)	
	人

新規雇用予定者数					
初年度	2年度	3年度	4年度	5年度	計
人	人	人	人	人	人

添付書類

- 1 商業登記簿謄本
- 2 法人にあつては定款又は規約
- 3 申請工場等に係る土地の登記事項証明書
- 4 申請工場等の位置図並びに建物の配置を示す図面及び各階の平面図
- 5 市税の納税義務者にあつては市税の完納を証する書類
- 6 事業の概要を説明する書類
- 7 操業開始までの予定表
- 8 その他市長が必要と認める書類

様式第2号(第4条関係)

文 書 番 号
年 月 日

様

日向市長

印

指定事業者決定(却下)通知書

年 月 日付で指定申請のありましたことについては、次のとおり決定(却下)しましたので、日向市企業立地促進条例施行規則第4条第2項の規定により通知します。

記

(指定工場等)

申請者

指定工場等の所在地

指定工場等の名称

指定年月日

設置の別

重点産業分野該当の有無

指定の条件 日向市企業立地促進条例及び同条例施行規則を遵守すること。

却下の理由

様式第3号(第5条関係)

年 月 日

日向市長 様

届出者
所在地
名 称
代表者名 印

申請事項変更届

年 月 日付で提出した指定申請書の申請事項について変更したいので、日向市企業立地促進条例施行規則第5条の規定により、次のとおり届け出ます。

記

- 1 指定年月日 年 月 日
- 2 変更事項
- 3 変更理由
- 4 参考資料

様式第4号(第6条関係)

年 月 日

日向市長 様

届出者
所在地
名 称
代表者名 印

設置工事着手届

指定に係る工事等の設置工事に着手したので、日向市企業立地促進条例施行規則第6条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

記

- 1 設置工事着手年月日 年 月 日
- 2 工事請負者 名 称
住 所
- 3 添付書類 建築確認通知書の写し 1部

様式第5号(第6条関係)

年 月 日

日向市長 様

届出者
所在地
名 称
代表者名 印

設置工事完了届

指定に係る工場等の設置工事が完了しましたので、日向市企業立地促進条例施行規則第6条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

記

- 1 工場等の名称
- 2 工場等の所在地
- 3 工事完了年月日 年 月 日
- 4 工事費
- 5 添付書類 建築確認検査済証の写し 1部

様式第6号(第7条関係)

年 月 日

日向市長 様

届出者
所在地
名 称
代表者名 印

操 業 開 始 届

指定に係る工場等の操業を開始しましたので、日向市企業立地促進条例施行規則第7条の規定により、次のとおり届け出ます。

記

- 1 工場等の名称
- 2 工場等の所在地
- 3 操業開始年月日 年 月 日

様式第7号(第8条関係)

年 月 日

日向市長

様

申請者

所在地

名 称

代表者名

印

固定資産税の課税免除申請書

年 月 日付(文書番号)通知による指定に基づき、固定資産税の課税免除を受けたいので日向市企業立地促進条例施行規則第8条第1項の規定により、次のとおり申請します。

記

1 土地

所在地	地目	地積(m ²)	取得年月日	取得の方法	取得価格(円)

2 家屋

所在地	種類	構造	床面積(m ²)	取得年月日	取得価格(円)

3 償却資産

資産の名称等	数量	取得年月日	耐用年数	取得価格(円)

※ 固定資産別内訳の内容が多岐にわたる場合は、別紙に記載すること。

4 重点産業分野該当の有無 有 ・ 無

添付書類

- 1 申請工場等に係る土地等売買契約書の写し
- 2 申請工場等の建設費用の見積書の写し
- 3 その他市長が必要と認める書類

様式第8号(第8条関係)

文 書 番 号
年 月 日

様

日向市長

印

固定資産税の課税免除決定(却下)通知書

年 月 日付で課税免除申請のありましたことについては、次のとおり課税免除の措置を決定(却下)しましたので日向市企業立地促進条例施行規則第8条第2項の規定により通知します。

記

1 課税免除の内容

2 課税免除の期間

年度から 年度までの 年度

却下の理由

様式第9号(第9条関係)

年 月 日

日向市長 様

申請者
所在地
名 称
代表者名 印

雇用促進奨励金交付申請書

年 月 日付(文書番号)通知による指定に基づき、雇用促進奨励金の交付を受けたいので日向市企業立地促進条例施行規則第9条第1項の規定により、次のとおり申請します。

記

- 1 工場等の名称
- 2 工場等の所在地
- 3 操業開始年月日 年 月 日
- 4 新規雇用者数 人
- 5 重点産業分野該当の有無 有 ・ 無

添付書類

操業開始の日前後それぞれ1年以内に新たに雇用し、操業を開始した日から1年を経過した日において引き続き雇用している者の名簿 1部

様式第9号の2(第9条関係)

年 月 日

日向市長

様

申請者

所在地

名称

代表者名

印

大規模雇用促進奨励金交付申請書

年 月 日付(文書番号)通知による指定に基づき、大規模雇用促進奨励金の交付を受けたいので日向市企業立地促進条例施行規則第9条第2項の規定により、次のとおり申請します。

記

- 1 工場等の名称
- 2 工場等の所在地
- 3 操業開始年月日 年 月 日
- 4 大規模雇用促進奨励金額 (1) + (2) 円
算定の基礎
(1) 雇用割
新規雇用者数 人 × 500,000円 =
(2) 投資割
取得価格 円 × 20 / 100 =

添付書類

- 1 操業開始日以前1年以内又は以後5年以内に新たに雇用し、新規雇用者数が100人以上である日において引き続き雇用している者の名簿 1部
- 2 取得した設備等の支払領収書の写し(請負の場合は、工事請負契約書の写し) 1部
- 3 施設及び設備の配置図 1部
- 4 施設の平面図及び立面図 1部
- 5 その他市長が必要と認める書類

様式第10号(第9条関係)

年 月 日

日向市長 様

申請者
所在地
名 称
代表者名 印

工場等用地取得助成金交付申請書

年 月 日付(文書番号)通知による指定に基づき、工場等用地取得助成金の交付を受けたいので日向市企業立地促進条例施行規則第9条第3項の規定により、次のとおり申請します。

記

- 1 工場等の名称
- 2 工場等の所在地
- 3 操業開始年月日 年 月 日
- 4 工場等用地取得助成金額 円
算定の基礎
取得価格 円×30/100=

添付書類

- 1 登記事項証明書 1部
- 2 土地売買契約書の写し 1部
- 3 その他市長が必要と認める書類

様式第11号(第9条関係)

年 月 日

日向市長 様

申請者
所在地
名 称
代表者名 印

工場等関連施設整備助成金交付申請書

年 月 日付(文書番号)通知による指定に基づき、工場等関連施設整備助成金の交付を受けたいので日向市企業立地促進条例施行規則第9条第3項の規定により、次のとおり申請します。

記

- 1 工場等の名称
- 2 工場等の所在地
- 3 対象施設の概要 用水路施設・排水路施設・私設道路
その他()
- 4 工場等関連施設整備助成金額 円
算定の基礎
工事費 円×50/100=

添付書類

- 1 工事代金の支払領収書の写し(請負の場合は、工事請負契約書の写し) 1部
- 2 施設の配置図、平面図及び立面図 1部
- 3 その他市長が必要と認める書類

様式第12号(第9条関係)

年 月 日

日向市長 様

申請者
所在地
名 称
代表者名 印

通信回線設置費助成金交付申請書

年 月 日付(文書番号)通知による指定に基づき、通信回線設置費助成金の交付を受けたいので日向市企業立地促進条例施行規則第9条第3項の規定により、次のとおり申請します。

記

- 1 工場等の名称
- 2 工場等の所在地
- 3 操業開始年月日 年 月 日
- 4 通信回線設置費助成金額 円
算定の基礎
専用通信回線等設置費用 円×100/100=

添付書類

支払領収書の写し 1部

様式第12号の2(第9条関係)

年 月 日

日向市長 様

申請者
所在地
名 称
代表者名

印

オフィス等施設整備助成金交付申請書

年 月 日付(文書番号)通知による指定に基づき、オフィス等施設整備助成金の交付を受けたいので日向市企業立地促進条例施行規則第9条第3項の規定により、次のとおり申請します。

記

- 1 工場等の名称
- 2 工場等の所在地
- 3 操業開始年月日 年 月 日
- 4 オフィス等施設整備助成金額 円
算定の基礎
工事費及び取得価格 円×2/3=

添付書類

- 1 工事費及び取得した設備等の支払領収書の写し(請負の場合は、工事請負契約書の写し) 1部
- 2 施設等の配置図及び平面図 1部
- 3 その他市長が必要と認める書類

様式第13号(第9条関係)

年 月 日

日向市長 様

申請者
所在地
名 称
代表者名 印

工場等用地賃借料助成金交付申請書

年 月 日付(文書番号)通知による指定に基づき、 年度分工場等用地
賃借料助成金の交付を受けたいので、日向市企業立地促進条例施行規則第9条第4項の規定
により、次のとおり申請します。

記

- 1 工場等の名称
- 2 工場等の所在地
- 3 操業開始年月日 年 月 日
- 4 工場等用地賃借料助成金額 円
算定の基礎
工場等用地賃借料 円×50/100=

添付書類

賃借契約書の写し 1部

様式第14号(第9条関係)

年 月 日

日向市長 様

申請者
所在地
名 称
代表者名 印

通信回線使用料助成金交付申請書

年 月 日付(文書番号)通知による指定に基づき、 年度分通信回線使用料助成金の交付を受けたいので、日向市企業立地施行条例施行規則第9条第4項の規定により、次のとおり申請します。

記

- 1 工場等の名称
- 2 工場等の所在地
- 3 操業開始年月日 年 月 日
- 4 通信回線使用料助成金額 円
算定の基礎
専用通信回線等使用料 円×80/100=

添付書類

支払領収書の写し 1部

様式第14号の2(第9条関係)

年 月 日

日向市長 様

申請者
所在地
名 称
代表者名 印

工場・オフィス賃借料助成金交付申請書

年 月 日付(文書番号)通知による指定に基づき、 年度分工場・オフィス賃借料助成金の交付を受けたいので、日向市企業立地促進条例施行規則第9条第4項の規定により、次のとおり申請します。

記

- 1 工場・オフィスの名称
- 2 工場・オフィスの所在地
- 3 操業開始年月日 年 月 日
- 4 新規雇用者数 人
- 5 工場・オフィス賃借料助成金額 円
算定の基礎
工場・オフィス賃借料 円×50/100=
※ 1万円未満は切り捨てる。
※ 助成対象となる工場・オフィス賃借料は、共益金を含み、敷金、礼金、権利金、保証金その他これに類する経費を除く。
- 6 添付書類
 - (1) 賃貸借契約書の写し 1部
 - (2) 領収書等の写し 1部
 - (3) 新規雇用者の雇用保険被保険者証の写し 1部

様式第15号(第10条関係)

文 書 番 号
年 月 日

様

日向市長

印

雇用促進奨励金交付決定(却下)通知書

年 月 日付で申請のありましたことについては、次のとおり決定しましたので日向市企業立地促進条例施行規則第10条の規定により通知します。

記

- 1 交付決定額
- 2 交付決定の内容
- 3 交付決定に付した条件

様式第15号の2(第10条関係)

文 書 番 号
年 月 日

様

日向市長

印

大規模雇用促進奨励金交付決定(却下)通知書

年 月 日付で申請のありましたことについては、次のとおり決定しましたので日向市企業立地促進条例施行規則第10条の規定により通知します。

記

- 1 交付決定額
- 2 交付決定の内容
- 3 交付決定に付した条件

様式第16号(第10条関係)

文 書 番 号
年 月 日

様

日向市長

印

工場等用地取得助成金交付決定(却下)通知書

年 月 日付で申請のありましたことについては、次のとおり決定しましたので日向市企業立地促進条例施行規則第10条の規定により通知します。

記

- 1 交付決定額
- 2 交付決定の内容
- 3 交付決定に付した条件

様式第17号(第10条関係)

文 書 番 号
年 月 日

様

日向市長

印

工場等関連施設整備助成金交付決定(却下)通知書

年 月 日付で申請のありましたことについては、次のとおり決定しましたので日向市企業立地促進条例施行規則第10条の規定により通知します。

記

- 1 交付決定額
- 2 交付決定の内容
- 3 交付決定に付した条件

様式第18号(第10条関係)

文 書 番 号
年 月 日

様

日向市長

印

工場等用地賃借料助成金交付決定(却下)通知書

年 月 日付で申請のありましたことについては、次のとおり決定しましたので日向市企業立地促進条例施行規則第10条の規定により通知します。

記

- 1 交付決定額

- 2 交付決定の内容

- 3 交付決定に付した条件

様式第19号(第10条関係)

文 書 番 号
年 月 日

様

日向市長

印

通信回線使用料助成金交付決定(却下)通知書

年 月 日付で申請のありましたことについては、次のとおり決定しましたので日向市企業立地促進条例施行規則第10条の規定により通知します。

記

- 1 交付決定額
- 2 交付決定の内容
- 3 交付決定に付した条件

様式第20号(第10条関係)

文 書 番 号
年 月 日

様

日向市長 印

通信回線設置費助成金交付決定(却下)通知書

年 月 日付で申請のありましたことについては、次のとおり決定しましたので日向市企業立地促進条例施行規則第10条の規定により通知します。

記

- 1 交付決定額
- 2 交付決定の内容
- 3 交付決定に付した条件

様式第20号の2(第10条関係)

文書番号
年 月 日

様

日向市長

印

工場・オフィス賃借料助成金交付決定(却下)通知書

年 月 日付で申請のありましたことについては、次のとおり決定しましたので日向市企業立地促進条例施行規則第10条の規定により通知します。

記

- 1 交付決定額
- 2 交付決定の内容
- 3 交付決定に付した条件

様式第20号の3(第10条関係)

文 書 番 号
年 月 日

様

日向市長

印

オフィス等施設整備助成金交付決定(却下)通知書

年 月 日付で申請のありましたことについては、次のとおり決定しましたので日向市企業立地促進条例施行規則第10条の規定により通知します。

記

- 1 交付決定額
- 2 交付決定の内容
- 3 交付決定に付した条件

様式第21号(第11条関係)

年 月 日

日向市長 様

申請者
所在地
名 称
代表者名 印

奨励措置等申請事項変更届

年 月 日付で提出した申請書の申請事項について変更したいので、日向市企業立地促進条例施行規則第11条の規定により、次のとおり申請します。

記

- 1 指定年月日 年 月 日
- 2 変更奨励措置等名
- 3 変更事項
- 4 変更理由
- 5 変更年月日
- 6 参考資料

様式第22号(第12条関係)

年 月 日

日向市長 様

申請者
所在地
名 称
代表者名 印

指定事業者承継届

指定事業者の地位を承継しましたので、日向市企業立地促進条例施行規則第12条の規定により、次のとおり届け出ます。

記

- | | |
|-------------|------------|
| 1 指定年月日 | 年 月 日 |
| 2 工場等の名称 | 承継前
承継後 |
| 3 業種及び事業の内容 | 承継前
承継後 |
| 4 承継の年月日 | 年 月 日 |
| 5 承継の理由 | |

添付書類

- 1 法人の場合にあつては、商業登記簿謄本
- 2 承継を証明する書類
- 3 承継者の経歴及び状況の概要を示す書類

様式第23号(第13条関係)

年 月 日

日向市長 様

届出者
所在地
名 称
代表者名

印

事業休止(廃止)届

事業を休止(廃止)しましたので、日向市企業立地促進条例施行規則第13条の規定により、次のおおりに届け出ます。

記

- 1 指定年月日 年 月 日
- 2 休止(廃止)年月日 年 月 日
- 3 休止(廃止)の理由
- 4 今後の見込み

様式第24号(第14条関係)

年 月 日

日向市長 様

申請者
所在地
名 称
代表者名

印

事 業 報 告 書

年 月 日から 年 月 日までの事業の状況について、日向市企業立地促進条例施行規則第14条の規定により、次のとおり報告します。

記

- 1 期間内の生産及び出荷状況
- 2 収支の状況
- 3 各月末現在の従業員数

様式第1号(第4条関係)
様式第2号(第4条関係)
様式第3号(第5条関係)
様式第4号(第6条関係)
様式第5号(第6条関係)
様式第6号(第7条関係)
様式第7号(第8条関係)
様式第8号(第8条関係)
様式第9号(第9条関係)
様式第9号の2(第9条関係)
様式第10号(第9条関係)
様式第11号(第9条関係)
様式第12号(第9条関係)
様式第12号の2(第9条関係)
様式第13号(第9条関係)
様式第14号(第9条関係)
様式第14号の2(第9条関係)
様式第15号(第10条関係)
様式第15号の2(第10条関係)
様式第16号(第10条関係)
様式第17号(第10条関係)
様式第18号(第10条関係)
様式第19号(第10条関係)
様式第20号(第10条関係)
様式第20号の2(第10条関係)
様式第20号の3(第10条関係)
様式第21号(第11条関係)
様式第22号(第12条関係)
様式第23号(第13条関係)
様式第24号(第14条関係)